令和4年10月から集団健診会場で

スポットビジョンスクリーナー

を用いた眼科屈折・眼位検査を開始します

お子さまの「弱視」や「斜視」などの早期発見と治療のために行います

子どもの目の機能は3歳頃までに急速に発達し、6歳~8歳頃までにほぼ完成します。遠視や乱視、近視などの屈折異常、斜視などがあると、視力の発達が妨げられ、弱視(視力の発達の遅れ)となることがあります。弱視に気づかないまま、目の機能が完成する時期を過ぎてしまうと、眼鏡やコンタクトで矯正しても視力が十分でないため、その後の生活に影響を及ぼします。

3歳児健康診査は、弱視を早期に発見して、適切な治療につなげるための重要な機会となります。

検査は、保護者の方といっしょに写真撮影のように安心できる雰囲気で行います

- 1 保護者の方が同伴のもと、写真撮影のような雰囲気で検査します。
- 2 ピントが合いやすいように、お部屋は少し暗くなっています。
- 3 お子さまは、ピカピカ・チカチカする画面を見ます。
- 4 お子さまが画面を見ている間に、2回撮影します。(カメラのシャッター音のような音は鳴りません)
- 5 撮影するのは、両眼の写真です。お顔全体は撮りません。
- 6 前髪が眼にかからないように、ご協力ください。

【出典(イラスト転載)】公益社団法人日本眼科医会「3歳児健診における視覚検査マニュアル」(令和3年7月)

- 7 撮影時間は、30秒程度です。
 - ■てんかん等の既往歴・現病歴がある場合■

光刺激による感受性が高いことが原因で、発作が誘発されることが分かっている場合は、スポットビジョンスクリーナー検査を実施してよいか主治医に確認をお願いいたします。

検査で異常がわかったら、集団健診会場で精密健康診査受診票を発行します

精密健康診査の受診費用は無料(公費負担)です

スクリーニング検査であり、診断することはできません。

精密検査診査が必要だとわかったら、日頃の生活で見え方に問題がなくても、必ず精密検査医療機関に 受診してください。 ■問い合わせ先・相談先

佐倉市健康推進部 母子保健課 幼児健康診査担当電話 043-485-6712



